証券コード　3936
平成29年６月６日

株　主　各　位

東京都港区浜松町一丁目７番３号
株式会社グローバルウェイ
代表取締役社長　各務　正人

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月21日（水曜日）　午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月22日（木曜日）午前10時（開場午前９時30分）

２．場　　所　　東京都港区芝公園２－４－１芝パークビルＢ館地下１階
TOKYO－CONVENTION HALL AP浜松町
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　　第13期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.globalway.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府や日本銀行による経済政策により企業収益や雇用情勢に改善傾向が見られ、緩やかな回復基調が続いております。一方で、新興国経済の減速、英国のEU離脱問題、米国の政権交代等に起因する金融市場の不安定な動きもあり、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社のソーシャル・ウェブメディア事業が属するインターネット関連市場を取り巻く環境につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット利用人口の拡大が続いております。これに伴い、インターネットを利用した企業の情報収集ニーズが活発化しており、当社サービスに対する需要は高まっております。

また、当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業が属するクラウド市場を取り巻く環境につきましては、業務システムのモバイル対応やITコスト削減に向けたクラウドニーズの追い風を受けて、引き続き、当社サービスに対する需要は高まっております。

このような環境の中、当社の業績につきましては、ソーシャル・ウェブメディア事業の人材紹介サービスを行うリクルーティング・サービスの組織改編による一時的な売上減少、ビジネス・ウェブアプリケーション事業における新規領域での開発コスト増加、本社移転、上場関連費用及びM&A費用等の管理コスト増加により営業利益、経常利益は減少いたしました。また、M&A資金として用意した外貨の取り崩しにより21,519千円の為替差益を計上しております。なお、業績等を勘案して、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩すこととしたため、法人税等調整額14,356千円を計上しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,022,215千円（前期比14.0％減）、営業損失は127,661千円、経常損失は105,296千円、当期純損失は120,246千円となりました。

当社のセグメントの業績は次のとおりであります。

ソーシャル・ウェブメディア事業

ソーシャル・ウェブメディア事業では、インターネット上にて運営している働く人のための情報プラットホーム「キャリコネ」は、当事業年度の訪問者数は47,820千人（前事業年度は、43,951千人）となりました。訪問者数と売上高が強く相関する収益構造でありますが、その一方で、国内求職者向け転職Webサービス（キャリタス転職）と既存サービス（キャリコネ転職）との統合を視野に入れた採用成果報酬サービスの再構築を行い、新規営業活動を一時停止したことにより成果報酬売上が減少いたしました。また、リクルーティング・サービスにおいて、社内リソースの配分の最適化及び管理職の育成を目的とした組織改編を行い、売上貢献度の高いキャリア・コンサルタントを管理職に登用し部下の教育に注力したことで、有料職業紹介成約件数の一時的な売上減少が発生しました。他社との資本・事業提携においては、C2C向けサービス（注１）及びシェアリング・エコノミー型サービス（注２）を展開する株式会社レレレから平成28年11月１日付けで個人の経験・スキルを売買することができる「TimeTicket（タイムチケット）」等の事業譲り受けを行いました。現時点においては、TimeTicketサービスユーザー数増加に重点を置いており、広告宣伝費の投資及びシステム改修のためシステムエンジニアの新規採用など、投資フェーズであるため利益貢献については期初に想定していたスケジュールより遅れ来期以降になります。

この結果、当事業年度におけるソーシャル・ウェブメディア事業の売上高は482,536千円（前期比22.6％減）、セグメント利益は60,088千円（同77.1％減）となりました。

ビジネス・ウェブアプリケーション事業

ビジネス・ウェブアプリケーション事業では、注力するクラウドサービス世界市場規模は引き続き高い成長率が継続すると予測されており、当社が開発するクラウド型業務用ソフトウェア及び導入支援サービスへの需要も大きく拡大し、Salesforce.com社との協業により継続的に引き合いはあるものの、一部のプロジェクトに想定以上に多くのリソースを投入する必要があったため、新規プロジェクトの引き合いに十分に対応できない状況が発生し、売上高が減少いたしました。また、新規領域であるクラウド型ERP（注３）ソリューション領域に注力しましたが、一部のプロジェクトで開発スケジュールの遅延や外注費の追加コストが増加し、利益率が低下しました。当社が開発す

るクラウド型ソフトウェア「Voxer」は、Salesforce.com社及びAmazon社の顧客が中心となるため、提携効果による自社製品販売機会の増大が予想され、これにより、利益率の高いライセンス課金モデルへの移行を目指しましたが、新規ライセンスの販売開始が遅れたため、売上は微増にとどまりました。期初にIoT（注４）やBigData（注５）、AI（注６）を活用した次世代のソフトウェア企業と資本・事業提携を行う予定と公表しましたが、当事業年度において、株式会社エモーションテック及びココン株式会社と資本・事業提携を行い、企業のデジタルマーケティングソフトウェアや、IoT機器のセキュリティサービスを提供することで、ソリューション領域の拡大に努めております。

この結果、当事業年度におけるビジネス・ウェブアプリケーション事業の売上高は539,679千円（前期比4.5％減）、セグメント損失は8,100千円となりました。

（注１）C2C向けサービスとは、商取引の形態のうち主に一般消費者どうしの売買・取引を扱う形態のサービス。

（注２）シェアリング・エコノミー型サービスとは、個人間で、個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。

（注３）ERPとは、Enterprise Resource Planningの略称。企業にあるヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源を有効に活用し、企業の経営をより効率的に行うためのソフトウェアのこと。

（注４）IoTとは、Internet of Thingsの略称。全ての「モノ」がインターネットを介して繋がり、モノ同士が人の操作・入力を介さず自律的に最適な制御が行われることを意味する。

（注５）BigDataとは、従来のデータ処理ソフトウェアで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合の集積物を表す。センサーから生成されたデータやインターネット上のコンテンツ等、不特定多数によって生成された情報を含む。

（注６）AIとは、Artificial Intelligenceの略称。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は32,594千円であり、その主な内容は、本社オフィス移転に伴う建物附属設備への投資であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却は旧オフィスの建物附属設備3,607千円になります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、金融機関より300,000千円、新株式の発行により326,808千円の調達を行いました。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成28年11月１日を効力発生日として、株式会社レレレよりインターネットコミュニティ事業を譲受けました。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成26年３月期)	第 11 期 (平成27年３月期)	第 12 期 (平成28年３月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売　上　高(千円)	905,057	945,346	1,188,245	1,022,215
経常利益 又は経常損失(△)(千円)	78,240	80,581	211,900	△105,296
当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	49,655	51,839	146,589	△120,246
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	48.00	50.11	141.69	△104.72
総　資　産(千円)	415,133	427,384	653,848	1,022,987
純　資　産(千円)	160,446	212,286	358,876	565,438
１株当たり純資産額(円)	155.09	205.20	346.89	488.98

(注) 平成27年11月20日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。これに伴い、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① キャリコネのデータベースを活かした新規事業等について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業におきましては、現在、企業の口コミや求人情報等、求職者への「職探し」に関する情報提供を軸とする「キャリコネ」の運営を行っております。今後も訪問者数、登録者数増加のための施策を行い、口コミを蓄積させることによって、求職者だけではなく、求人企業にとって採用ブランディング等で利用価値のあるサイトへの成長を目指してまいります。また、「キャリコネ」の中心利用者はM1層（20～34歳の男性）とF1層（20～34歳の女性）となっており、今後これらのターゲット層のニーズを詳細に分析し、ライフイベントに関連したサービス展開を予定しております。また、将来的には、ASEAN諸国を中心とする東南アジア市場での「キャリコネ」の運営等、サービスの海外展開も検討してまいります。

② 新規技術分野への対応及び自社開発製品の拡販について

当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業におきましては、CRM領域、ERP領域、DMP領域を注力領域としてクラウド型の業務用ソフトウェア開発を行っております。中でも、CRM領域については、大手企業での導入が一巡しつつあり、市場が飽和した場合には新規案件の獲得機会が減少する可能性があります。当社としては、今後の需要増加が予測されるERP領域に関して人材育成に力を注ぐとともに、DMP領域におけるデータ分析ソリューションを強化していく予定です。

また、製品事業であるプロダクト・ディベロップメントを強化し、個別の受託案件に左右されないライセンス課金を主軸とした安定成長を目指してまいります。

③ 情報管理体制の強化について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業では、会員情報を含む個人情報を保有しており、ビジネス・ウェブアプリケーション事業におきましては、クライアントの業務用ソフトウェアの運営において顧客情報等を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化について

当社の事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の更なる強化が重要な課題であると認識しております。また、経営の公正性・透明性を確保するため、業務運営の効率化やリスク管理の強化など内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保と教育について

当社が持続的に成長するためには、有能な人材の確保が重要であると考え、専門性を有する人材の確保及び教育に注力してまいります。また、幅広い人材採用活動を行っていくほか、OJT、社内教育等による従業員のレベルアップを進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業区分	事業内容
ソーシャル・ウェブメディア事業	働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」の運営
ビジネス・ウェブアプリケーション事業	法人向けクラウド型業務ソフトウェアの開発と導入支援

(6) 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

本社	東京都港区浜松町一丁目７番３号

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
83（３）名	21（△１）名	35.4歳	2.7年

（注）使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	88百万円
株式会社みずほ銀行	88百万円
株式会社常陽銀行	88百万円

⑼ その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年４月19日、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

また、当社は、平成28年６月27日、本社を東京都港区浜松町一丁目７番３号に移転いたしました。

２．株式の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,100,000株

(2) 発行済株式の総数　1,156,350株

(3) 株主数　751名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
各務正人	777,000	67.19
ジュン・ヤン	55,400	4.79
渡辺信明	43,000	3.72
株式会社インテリジェンス	30,000	2.59
株式会社ディスコ	27,500	2.38
佐藤三朋	11,000	0.95
淺井松壽	7,500	0.65
株式会社ＳＢＩ証券	7,100	0.61
日本証券金融株式会社	5,700	0.49
本松俊之	5,600	0.48

（注）自己株式は所有しておりません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		平成26年３月28日	平成27年３月27日
新株予約権の数		35個	35個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　350株 （新株予約権１個につき10株）	普通株式　350株 （新株予約権１個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 6,250円 （１株当たり　625円）	新株予約権１個当たり 13,000円 （１株当たり　1,300円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成36年３月20日まで	平成29年４月１日から 平成37年３月13日まで
行使の条件		権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　35個 目的となる株式数　350株 保有者数　1名	新株予約権の数　35個 目的となる株式数　350株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

		第12回新株予約権
発行決議日		平成27年11月19日
新株予約権の数		1,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　1,100株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 2,600円 （１株当たり　2,600円）
権利行使期間		平成29年11月20日から 平成37年10月30日まで
行使の条件		権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　350個 目的となる株式数　350株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　400株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　350個 目的となる株式数　350株 保有者数　3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	各務正人	ソーシャル・ウェブメディア事業部長
取締役	渡辺信明	ビジネス・ウェブアプリケーション事業部長
取締役	山本慶一	管理部長
取締役	黒田真行	ワーカーズイニシアティブ株式会社代表取締役社長 ルーセントドアーズ株式会社代表取締役社長
常勤監査役	直井隆徳	
監査役	下山秀夫	下山公認会計士事務所所長
監査役	中山要治郎	株式会社ブロードリンク代表取締役社長

（注）１．取締役黒田真行氏は、社外取締役であります。
２．監査役直井隆徳氏、下山秀夫氏及び中山要治郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役下山秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	73百万円 (1)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	5 (5)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	78 (6)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第４回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成19年６月21日開催の第３回定時株主総会において、年額10百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役黒田真行氏は、ワーカーズイニシアティブ株式会社及びルーセントドアーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役下山秀夫氏は、下山公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役中山要治郎氏は、株式会社ブロードリンクの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 黒 田 真 行	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、人材関連サービス市場に関する相当程度の知見及び経営者としての幅広い知見に基づき、経営全般的見地から適宜発言を行っております。
監査役 直 井 隆 徳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、業界全体に対する広い見識と知的財産権に対する幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 下 山 秀 夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 中 山 要治郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた処分の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の概要

① 処分の対象者　　新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年1月1日から3月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【決定内容】

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、平成27年６月15日付の取締役会決議において定めた「内部統制システム整備基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、経営理念として掲げた『お客様が心から感動するサービスを追求し、社会の発展と繁栄に貢献します。』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。

② 当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、「コンプライアンス規程」その他法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。

③ 当社の役員又は従業員が、当社内において法令又は定款その他社内規程に反する行為を発見した場合に備え、社長又は担当取締役、あるいは管理部門相談窓口への報告経路並びに監査役へ直接通報する手段を用意し、問題の早期把握に努めております。また、通報を受けた者は速やかに最適なメンバーを選任し対策チームを組成、必要な施策の実行を可能とする体制を構築しております。

④ 社長は内部監査担当者を指名し、内部監査担当者は当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を社長に報告します。

⑤ 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を毎期評価し、不備の有無の確認と必要な改

善を行ってまいります。

⑥ 当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程類の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」その他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。

② 把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内で共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。

② 取締役及び各グループ長以上の責任者が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要となる情報の集中を図ります。

③ 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織管理規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査役と管理部門担当役員が協議のうえ適切な人材を配し、監査役職務の補助を指示します。

② 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査役とも協議し、必要な場合には監査役から同意を得るものとします。

③ 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。

(6) 上記(5)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 取締役及び従業員は、随時その職務の執行状況や監査役の求める事項について報告を行います。また、取締役及び従業員による法令違反や会社に著しい損害を及ぼす事実、又はそのおそれがある状況を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしております。

② 監査役に対する通報については、直接対面して行うほか、いつでも通報や相談ができる専用のメールアドレスを用意しております。なお、監査役への通報者については、会社に対して匿名性を確保することにより、当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査役の役割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査役会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。

② 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。

③ 監査役は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監査担当者や監査法人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。

【運用状況】

業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催

全取締役及び監査役出席のもと、取締役会を毎月及び臨時で開催し重要な経営意思決定や取締役の職務執行の意思決定を監督しております。また、重要な会議体である経営会議も毎月開催し、当社事業に関するリスクの分析、検討を行いました。

(2) 内部監査の実施状況

内部監査担当者は、内部監査計画に従い当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を社長に報告しました。

(3) コンプライアンス

役員及び社員に対してコンプライアンスの周知徹底を図るため、社内研修を実施しました。

(4) 監査役監査の状況

監査役監査計画に基づき監査を実施するとともに、定期的に代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と情報交換を行いました。監査役の職務の補助者として管理部の社員1名が必要に応じて、適宜補佐いたしました。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**855,854**	**流　動　負　債**	**251,365**
現　金　及　び　預　金	630,872	買　掛　金	30,263
売　掛　金	175,031	1年内返済予定の長期借入金	60,012
仕　掛　品	14,105	未　払　金	24,341
前　払　費　用	35,163	未　払　費　用	82,329
そ　の　他	681	未　払　法　人　税　等	1,249
固　定　資　産	**167,133**	未　払　消　費　税　等	10,521
有　形　固　定　資　産	**30,603**	繰　延　税　金　負　債	135
建　物　附　属　設　備	25,535	前　受　金	21,685
工具、器具及び備品	5,068	預　り　金	6,792
無　形　固　定　資　産	**35,596**	賞　与　引　当　金	13,651
の　れ　ん	33,626	返　金　引　当　金	382
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	1,969	**固　定　負　債**	**206,183**
投資その他の資産	**100,933**	長　期　借　入　金	204,981
投　資　有　価　証　券	30,232	繰　延　税　金　負　債	1,202
関　係　会　社　株　式	56,715	**負　債　合　計**	**457,549**
敷　金　及　び　保　証　金	13,837	（純資産の部）	
そ　の　他	148	**株　主　資　本**	**565,438**
		資　本　金	**211,564**
		資　本　剰　余　金	**163,404**
		資　本　準　備　金	163,404
		利　益　剰　余　金	**190,470**
		その他利益剰余金	190,470
		繰越利益剰余金	190,470
		純　資　産　合　計	**565,438**
資　産　合　計	**1,022,987**	**負　債　純　資　産　合　計**	**1,022,987**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,022,215
売上原価		642,189
売上総利益		380,026
販売費及び一般管理費		507,688
営業損失		127,661
営業外収益		
受取利息	413	
助成金収入	1,000	
為替差益	21,519	
雑収入	166	23,099
営業外費用		
支払利息	715	
雑損失	19	734
経常損失		105,296
税引前当期純損失		105,296
法人税、住民税及び事業税	593	
法人税等調整額	14,356	14,949
当期純損失		120,246

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	48,160	－	－	310,716	310,716
当期変動額					
当期純損失(△)	－	－	－	△120,246	△120,246
新株の発行	162,711	162,711	162,711	－	－
新株の発行（新株予約権の行使）	693	693	693	－	－
当期変動額合計	163,404	163,404	163,404	△120,246	△120,246
当期末残高	211,564	163,404	163,404	190,470	190,470

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	358,876	358,876
当期変動額		
当期純損失(△)	△120,246	△120,246
新株の発行	325,422	325,422
新株の発行（新株予約権の行使）	1,386	1,386
当期変動額合計	206,562	206,562
当期末残高	565,438	565,438

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備　15年

工具、器具及び備品　４～５年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約に基づき、求職者の退社に伴う返金の支出に備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　16,601千円

４．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,156,350株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,000株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金は、２ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	630,872	630,872	－
(2) 売掛金	175,031	175,031	－
(3) 敷金及び保証金※１	2,062	1,966	△95
資産計	807,965	807,869	△95
(4) 買掛金	30,263	30,263	－
(5) 未払法人税等	1,249	1,249	－
(6) 長期借入金※２	264,993	264,927	△65
負債計	296,506	296,441	△65

※１　敷金及び保証金については、金融商品相当額のみを表示しております。

※２　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

この時価は、賃借期間の将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

(4)買掛金、(5)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	86,947

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
売掛金	175,031	－	－	－
敷金及び保証金	－	－	－	2,062
合計	175,031	－	－	2,062

４．長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
長期借入金	60,012	204,981	－	－
合計	60,012	204,981	－	

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,212千円
未払金	619千円
未払事業税	168千円
返金引当金	117千円
敷金	176千円
繰越欠損金	37,509千円
繰延税金資産小計	42,804千円
評価性引当額	△42,804千円
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
資産調整勘定	1,202千円
未収還付事業税	135千円
繰延税金負債合計	1,337千円

８．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	488円98銭
(2) １株当たりの当期純損失	104円72銭

10. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成29年５月12日開催の当社取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

第13回新株予約権

新株予約権の数	57,200株
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　57,200株
発行価額	新株予約権1個につき50円
発行価額の総額	2,860,000円
新株予約権の割当を受ける者及び数	当社取締役、監査役及び従業員　99名
行使価額	1株当たり4,300円
行使期間	平成30年７月１日から平成39年６月６日まで
行使条件	（注）
新株予約権の行使により発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
譲渡による新株予約権の取得制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（注）(1) 新株予約権者は、平成30年３月期乃至平成34年３月期の５期のいずれかの期における当社のEBITDAが下記の各号に掲げる各金額を超過し、かつ、行使期間の満了日までに東京証券取引所における当社株価終値が一度でも当該各号に掲げるそれぞれの金額を上回った場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。

(a)EBITDAが300百万円を超過し、株価終値が8,000円を上回った場合
行使可能割合10％

(b)EBITDAが400百万円を超過し、株価終値が10,000円を上回った場合
行使可能割合25％

(c)EBITDAが500百万円を超過し、株価終値が10,000円を上回った場合
行使可能割合50％

(d)EBITDAが600百万円を超過し、株価終値が13,000円を上回った場合
行使可能割合75％

(e)EBITDAが700百万円を超過し、株価終値が15,000円を上回った場合
行使可能割合100％

なお、上記のEBITDAの判定においては、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益、減価償却費及びのれん償却費を参照するものとし、それらの合計額をEBITDAと扱うものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

株式会社グローバルウェイ

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥見　正浩　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松尾　信吉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グローバルウェイの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月23日

株式会社グローバルウェイ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　直　井　隆　徳　㊞

監　査　役（社外監査役）　下　山　秀　夫　㊞

監　査　役（社外監査役）　中　山　要治郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を２年から１年に変更するものであります。なお、本変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第1条～第19条　（条文省略）	第1条～第19条　（現行どおり）
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 〈削除〉
第21条～第39条　（条文省略）	第21条～第39条　（現行どおり）

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かかむ　まさと 各務　正人 （昭和48年４月11日）	平成10年７月　ＵＢＳ証券㈱入社 平成11年３月　ドイツ証券㈱入社 平成13年２月　ウェブメソッド㈱入社 平成16年10月　ユニーク・エクスペリエンス㈱（現当社）設立　代表取締役社長　就任（現任）	777,000株
2	わたなべ　のぶあき 渡辺　信明 （昭和53年４月21日）	平成13年４月　エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア㈱入社 平成15年11月　ウェブメソッド㈱入社 平成18年１月　当社　取締役就任（現任）	43,000株
3	やまもと　けいいち 山本　慶一 （昭和49年12月13日）	平成12年４月　㈱光通信入社 平成13年４月　㈱グローバルキャピタルマネージメント入社 平成14年４月　ファイヤー・ポンド・ジャパン㈱入社 平成16年１月　Aetos Japan, LLC入社 平成26年２月　当社　取締役就任（現任）	1,300株
4	くろだ　まさゆき 黒田　真行 （昭和40年３月13日）	平成元年４月　㈱リクルート入社 平成24年４月　㈱Biz-IQ　取締役就任 平成25年４月　㈱リクルートドクターズキャリア　取締役就任 平成26年７月　ワーカーズイニシアティブ㈱　代表取締役社長就任（現任） 平成26年９月　ルーセントドアーズ㈱　代表取締役社長就任（現任） 平成27年６月　当社　社外取締役就任（現任）	800株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、黒田真行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

３．黒田真行氏を社外取締役候補者とした理由は、人材関連サービス市場に関する相当程度の知見及び経営者としての幅広い知見が当社にとって有益であるとの判断から選任をお願いするものであります。
４．候補者黒田真行氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結をもって２年となります。
５．黒田真行氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．候補者各務正人氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
７．各務正人氏、渡辺信明氏、山本慶一氏の３氏は現在当社の取締役であり、当社における地位及び担当は、事業報告の「４．会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況」（12頁）に記載のとおりであります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
たけうち　ちゅうわ 竹内　中和 （昭和22年５月11日）	昭和45年５月　大阪商船三井船舶㈱（現　㈱商船三井）入社 平成14年６月　㈱オレンジピーアール代表取締役就任 平成20年６月　㈱ワンダーテーブル監査役就任 平成22年６月　㈱ヒューマックス入社	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．竹内中和氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．竹内中和氏は、長年にわたる経営者及び監査役としての豊富な経験や見識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

４．竹内中和氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

以上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園２－４－１
芝パークビルＢ館地下１階
TOKYO－CONVENTION HALL AP浜松町

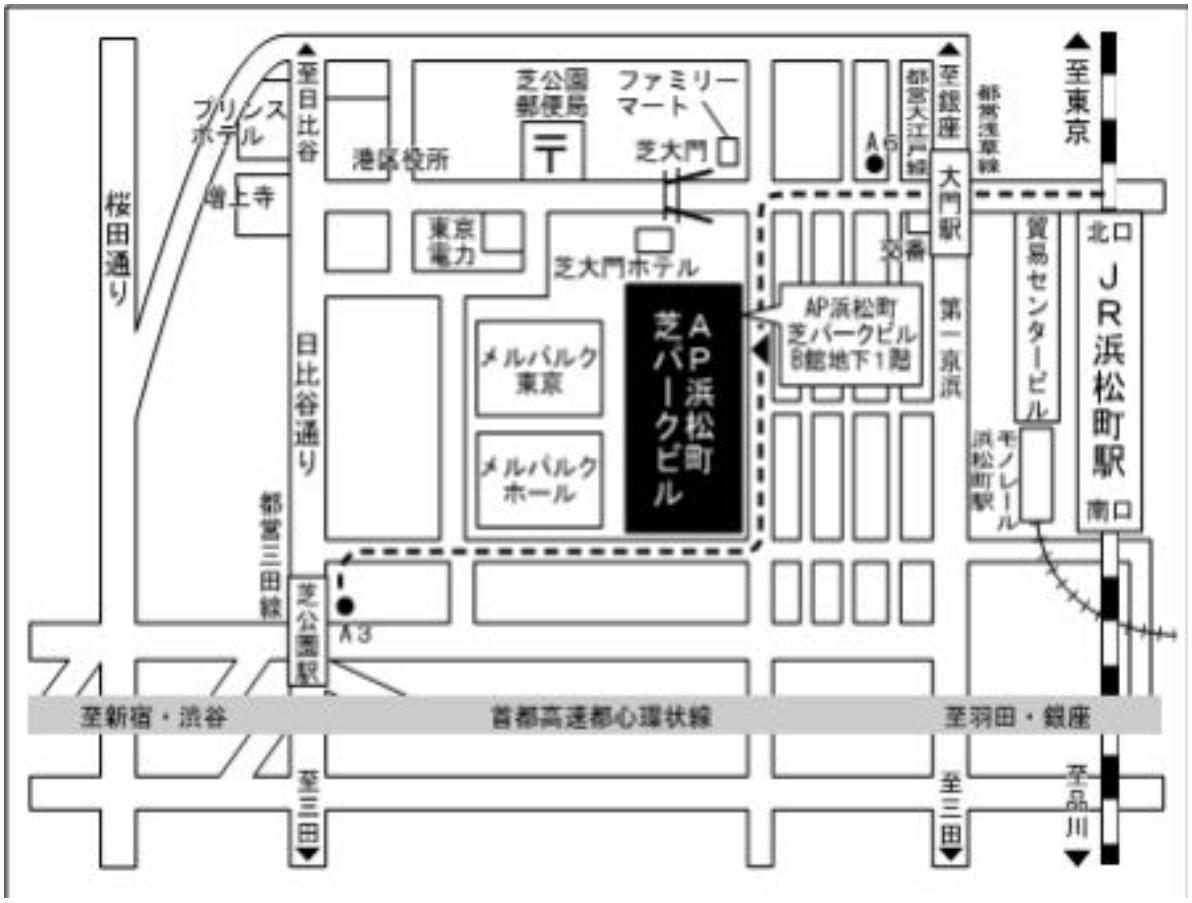

［最　寄　駅
都営三田線 芝公園駅（A3出口）徒歩3分
都営浅草線・都営大江戸線 大門駅（A6出口）徒歩3分
ＪＲ京浜東北線・山手線 浜松町駅（北口）徒歩7分］

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申しあげます。